平成２４年（フ）第９５８号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ビューコート小港８号棟604号室
破産者　大河内啓行
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９号
山梨県富士吉田市新屋1219番地の１
破産者　遠山　英男
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
静岡市葵区安東３丁目２番29号、住民票上の住所静岡市葵区川辺町１丁目２番３―802号
破産者　長倉　純人
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７号
静岡県伊豆の国市長岡348番地の１　レジデンス土屋305号
破産者　吉村　弘之
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
静岡県沼津市東椎路1733番地の64
破産者　渡部　直彦
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
静岡県浜松市西区入野町4904番地の９　ハーベストヒルズ603、住民票上の住所静岡県浜松市南区増楽町1481番地の１
破産者　中道　　武
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
静岡県磐田市小島338番地３
破産者　中澤　孝代
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市東脇１丁目25番地の７
破産者　フライングモンキーこと　金子美保子
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７９号
滋賀県守山市小浜町563番地の３
破産者　井上鉄工所こと　井上　秀雄
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８０号
滋賀県守山市小浜町563番地の３
破産者　井上鉄工所こと　井上　秀樹
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９９号
京都市左京区岩倉忠在地町293番地10
破産者　竹中　三和
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３９号
京都市山科区勧修寺西金ヶ崎257番地　ハウスオブローゼⅢ407
破産者　栗野　清貴
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
京都府舞鶴市朝来西町５番地７―６棟29号
破産者　北野　良和
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
奈良県大和郡山市小林町西３丁目３番地６
破産者　青木眞由美
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２４７号
岡山県倉敷市連島町西之浦473番地１
破産者　三宅　　寛
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
長崎県長崎市本原町33番２号
破産者　酒村　保昭
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１２号
埼玉県越谷市赤山町２丁目119番地１、破産手続開始決定時の住所熊本市東区尾ノ上４丁目11番235―803号　ロイヤルシャトー尾ノ上
破産者　小賦　敏江
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２４年（フ）第３８９５号
大阪府八尾市竹渕西３丁目190番地　サニークレスト平野ウイングス１―1006号
破産者　清里　春美
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９７号
大阪府東大阪市新池島町１丁目15番30号
破産者　木谷　　稔
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１１号
大阪府高槻市牧田町５番50―502号
破産者　長谷川　剛
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１５号
大阪府池田市神田２丁目９番14号
破産者　吉田　　大
１　決定年月日　平成24年９月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部